

(名称・発足日)

第1条 本支部は一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 愛知支部と称し、平成30年4月1日を発足日とする

(地域)

第2条 本支部の地域は愛知県とする。

(事務所)

第3条 本支部の事務局は愛知県に置く。

(事業)

第4条 本支部は本会の定款第3条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会の事業又は本会が国等から委託を受けた事業、又は本支部が再委託を受けた事業
- (2) 愛知労働局・所轄労働基準監督署等との連携協力する事業、並びに地方公共団体及び関係団体との連携、協力、協調する事業。
- (3) 事業場の安全及び衛生の診断並びにこれに基づく指導の実施に関する事業
- (4) 労働安全衛生コンサルタントの品位の保持、業務に必要な教育、指導及び研究の実施並びに講習会等の事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の正会員であって、その支部の地域内に事務所、勤務先又は住所を有する者。
- (2) 準会員 本会の準会員であって、その支部の地域内に勤務先又は住所を有する者。
- (3) 事業部会員 第15条に規定する支部内組織会員とし、正会員であって第4条にあげる事業に積極的に参加を希望する者。

(会員資格の取得及び喪失)

第6条 本会の会員は本会への入会と共に支部会員となり、退会と共に支部会員の資格を失うものとする。

(入会金及び会費)

第7条 支部の入会金及び支部会費は徴収しない。ただし支部の事業の運営、事務所の維持、行事、会合等の支部活動に必要な経費に充てるため、その参加者から必要な金額を徴収することが出来る。

2 前項の金額は別に定めるものとする。

(支部総会)

第8条 支部総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 幹事会で開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び召集の理由を記した書面により、召集の請求が支部長にあったとき。なお臨時総会は(1)または(2)の請求があった日から6週間以内に支部長は開催しなければならない。

- 4 支部総会は支部長が招集し、支部の運営に関する重要な事項の報告を受け、審議する。
- 5 支部総会は支部長が議長となり、委任状を含む正会員の3分の1の出席で成立し、議決は出席正会員の過半数をもって行う。
- 6 支部総会に出席できない正会員は、書面をもって、又は支部総会に出席する他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 7 支部総会の議事について議事録を作成し、支部総会に出席した正会員のうちから議長が指名した者2名が、議事録に記名押印する。
- 8 もし支部総会が成立しなかった場合は、幹事会がその役割を代行する。

(役員)

第9条 支部には次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 幹事 | 12名以内 |
| 支部監事 | 2名以内 |

- 2 幹事のうち、1名を支部長、2名以内を副支部長とする。

(役員を選任)

第10条 役員は、正会員のうちから支部総会において選任する。

- 2 役員候補の選定の方法は支部総会にて決定する。
- 3 支部長は幹事の互選により選任し支部総会の承認を受ける。
- 4 幹事の担当は支部長の指名による。
- 5 支部長を変更するときは、「支部長変更願い」を本部に提出し、会長の委嘱を受ける。
- 6 支部監事は、幹事を兼ねることはできない。
- 7 支部長、幹事と支部監事の解職は総会の議決によらなければならない。

(役員職務)

第11条 幹事は幹事会を構成し、この規約で定めるところにより、その職務を行う。

- 2 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。
- 3 支部長は会長から委任を受けた事項について対外的な契約行為を行うことができる。
- 4 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、幹事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- 5 支部監事は役員業務執行状況を監査し、事業と財産の状況並びに事業報告及び収支決算について監査し監査報告を行う。なお支部総会、幹事会等の支部の会議に出席し、意見を述べるができる。

(役員任期)

第12条 幹事と支部監事の任期は2年とする。ただし、補選された場合の任期は前任者の残存期間とする。

- 2 幹事と支部監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部の定期総会終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 幹事と支部監事は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(支部の相談役、顧問、参与)

第13条 支部長は支部の相談役、顧問、参与等を委嘱することができる。

- 2 相談役は支部長の諮問に応じ支部運営について助言するとともに、幹事会に出席して意見を述べるができる。

- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ支部業務に関する重要事項について助言する。
- 4 参与は、支部長の委嘱により支部長の特命事項を遂行する。

(幹事会)

第14条 本支部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は支部長、副支部長、および幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、支部長が召集し、支部長が議長となり、委任状を含む構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。
- 4 幹事会は次の職務を行う。
 - (1) 本支部の業務執行の決定
 - (2) 幹事の職務の執行の監督
 - (3) 事務責任者の職務の執行の監督
 - (4) 支部規約、規程、内規等の制定、変更又は廃止
 - (5) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(支部内組織)

- 第15条 本支部は、本支部の業務を遂行するため、必要のあるときは、幹事会の議決を経て、委員会、部会、グループなどを設けることができる。
- 2 これらの組織への参加は会員の任意である。
 - 3 第4条の事業の運営を行う部会に参加するものは、第7条に定める金額を負担するものとする。
 - 4 支部の運営に強く関わる組織の設置、改廃は直近の支部総会に報告するものとする。

(事業年度)

第16条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収益及び費用)

第17条 本支部の収益は、次の各号に定めるものとし、支部長がこれを管理する。

- (1) 本部からの交付金等
 - (2) 本部からの助成金
 - (3) 第4条の事業による収益
 - (4) 第7条の参加者からの徴収がある場合はその収入
- 2 本支部の費用は、本支部の収益をもって支弁する。
 - 3 本支部の会計は、本会会計の一部として決算される。
 - 4 本支部の資産は、本会にて管理される。

(事業計画及び収支予算)

- 第18条 支部長は、毎事業年度当初に事業計画及び収支予算を作成し、幹事会の承認を得なければならない。
- 2 支部長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
 - 3 幹事会で承認を得た事業計画及び収支予算は、直近の支部総会に報告するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第19条 支部長は、毎事業年度終了後に事業報告及び収支決算を作成し支部監事の監査を受けた上で、幹事会の承認を経て支部総会に提出し、その内容を支部総会に報告する。

(本会への報告)

第20条 支部長は、毎事業年度終了後速やかに前年度の収益及び費用を本部に報告する。

2 支部長は、支部総会で議決した事項については、関係資料を添えて支部総会終了後30日以内に本
会会長に報告する。

(事務局)

第21条 支部は、事務局を設け、事務責任者を置く。

2 事務責任者を置いた場合または変更した場合は、『支部事務局変更届』により本部に報告する。

3 事務局に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て支部長が定める。

4 事務局には本部定款、支部規約、支部会員名簿、支部総会、幹事会の議事に関する書類、事業報告
および決算報告を備える。その他の書類、帳簿、及び保管期間は別途定める。

5 事務責任者は支部長の選任とし、支部会員である・なしを問わない。

(支部内規の制定)

第22条 本支部規約の施行について必要な内規等の事項は、幹事会の議決を経て支部長が別に定める。

(支部規約の変更)

第23条 支部規約は、幹事会の決議により変更することができる。そして直近の支部総会に報告する
ものとする。

2 支部規約の変更をした場合は、すみやかに本会会長の承認を得るものとする。

附則

1 この支部規約は2019年4月1日より施行する。

2 この支部規約の施行により、現行の支部規程(規約)は廃止する。

第1回改正 2019年6月2日 : 平成30年4月1日を発足日とする

第2回改正 2020年1月31日

改正内容

第4条に 愛知労働局・署等を 愛知労働局・所轄労働基準監督署等に変更。

第5条(3) 支部内等組織会員を支部内組織会員と変更する。

支部内規約第4条は第4条に変更する。

第8条の5 議決は出席正会員の過半数をもって行うに変更。

第9条 事務責任者 1名を削除

第10条の5 変更する時は変更するときに変更。本部は本部のまま。

第10条の7 監事は支部監事に変更。(支部監事に統一)

第11条 タイトルの役員等は役員に変更。

第11条の3 行う事は行うことに 変更。

第11条の5 監査報告をおこなうを行うに変更。

第12条の2 総会終了の時はときに変更。

第14条の3 議決は出席者の過半数をもって 行うと変更する。

第14条の4 幹事会は次の職務をおこなうは行うに変更。 ⇒今後、運営委員会は幹事会にする。

第15条 目的は業務に変更。必要のある時は、必要のあるときに変更。

第15条の3 支部規約第4条は第4条に変更。第7条がは第7条に変更。

第16条 支部は本支部に変更。

第17条 支部は本支部に変更。

第 18 条 収支予算書は収支予算に変更。

第 18 条の 2 予算は収支予算に変更。

第 18 条の 3 収支予算書は収支予算に変更。

第 19 条 タイトルの事業報告及び決算は事業報告及び収支決算に変更。

第 19 条 事業報告及び収支決算に変更。

第 21 条の 4 総会を支部総会に変更。

第 21 条の 5 事務責任者は支部長の選任とし、支部会員である・なしを問わないを追記

第 23 条 変更する事は変更することに変更。

附則の 2 廃棄は廃止に変更する。